

令和4年度

国立療養所宮古南静園
災害時緊急避難施設及び外構整備工事
仕様書

国立療養所宮古南静園

1. 工事概要

- (1) 工事名称 国立療養所宮古南静園災害時緊急避難施設及び外構整備工事
- (2) 工事場所 沖縄県宮古島市平良字島尻 8 8 8
- (3) 工事期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 工事内容 自家発電設備を備え、空調、給湯、照明、保管庫、避難室等を有する災害時緊急避難施設を建設する。また外構工事では既存道路に一時休憩可能な場所を整備する。

2. 適用基準

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- (3) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- (4) (1)(2)は、公共建築工事標準仕様書といい、以下のページからダウンロードできる。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

3. 適用法規等

- (1) 建築基準法
- (2) 消防関係法規
- (3) 日本産業規格（J I S）

4. 環境物品等の調達

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、調達を行うこと。

5. 一般事項

- (1) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他機関への手続き等を遅滞なく行うこと。これらに要する費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 発生材のうち、引き渡しを要することと指定されたものは、指示された場所に整理のうえ、調書を作成して監督員に提出すること。整理した発生材は、監督員の承諾を受け発注者に引き渡すこと。
- (3) 発生材のうち、再生資源の利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を作成して監督員に提出すること。
- (4) 飛散性アスベスト廃棄物（湿式吹付）及び非飛散性アスベスト廃棄物（ケイ酸カルシウム板、岩綿吸音板）は、石綿障害予防規則等の関係法令に基づき適切に処理すること。
- (5) (2)及び(3)以外のものは、すべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理し、監督員に報告すること。
- (6) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法その他の関係法令等に従ってこれを行うこと。
- (7) 工事関係書類の作成については、監督員と協議し作成すること。

6. 施工計画、施工等

- (1) 実施工程表、施工計画書、機器図、施工図は、公共建築工事標準仕様書第1編一般共通事項第1章一般事項に基づき作成し、監督員の承諾を受けること。
- (2) 施工は、公共建築工事標準仕様書第1編一般共通事項第1章一般事項に基づき、監督員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図等に従って行うこと。また、一工程の施工を完了したときは監督員に報告を行うこと。
- (3) 非飛散性アスベスト廃棄物撤去先立ち、石綿障害予防規則等に基づき具体的な処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。
- (4) 各工程毎の進捗状況が確認できるように、施工及び品質管理状況を撮影すること。施工後埋設及び隠蔽となる部分については、出来形を確認できるように撮影すること。撮影した写真は、キープラン・説明書等を添付して整理し、提出すること。

7. 完成図、完成写真等

- (1) 本工事の完成図（電子データ）は、電子成果品として提出する。
 - 1) 電子データは、CD-R又はDVD-Rに保存すること。
 - 2) 電子成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (2) 工事の完成状況が確認できるように、全体及び主要部分を撮影すること。
- (3) 撮影した写真は、アルバム等にキープラン・説明書等を添付して整理し、提出すること。
- (4) 完成写真の著作権の権利等について、請負者は完成写真の撮影者との契約に当たって、次の事項を条件とすること。
 - ① 完成写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に、無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - 1) 完成写真を公表すること。
 - 2) 完成写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

8. 指導事項について

- (1) 大型貨物自動車等による過積載等の防止については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
 - ③ 建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律131号）（以下「ダンプカー規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - ⑤ さし柵装着車、不表示車等が工事現場に出入りすることのないようにすること。

- ⑥ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - ⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - ⑧ ダンプカー規制法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。
 - ⑨ 下請負人又は資材納入業者を選定するに当たっては、業者に関し大型貨物自動車等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者又は交通安全に関する配慮に欠ける者を発生させた者を排除すること。
 - ⑩ ①～⑨について、下請負人に指導すること。
- (2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、法定外労災制度の加入について配慮すること。
- (3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うこと。
- (4) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」(<http://www.mlit.go.jp/common/000004897.pdf>)において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- (5) 建設業退職金共済制度は、次のとおり取り扱うものとする。
- ① 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - ② 請負者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - ③ 請負者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に、発注者に提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
 - ④ 請負者は、③の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、③の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - ⑤ 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

- ⑥ 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
- ⑦ 下請業者の規模が小さく建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定により、請負者が工事現場に置かなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。ただし、次の①から③の期間については、工事現場への専任を要しない。
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は架設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議して定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。
- ③ エレベーター設備工事等において、製品の製作が、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合であって、製品の工場製作のみが行われている期間。
- (7) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者のうちから選任すること。選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証及び講習修了証を提示すること。
- (8) (6) 及び (7) のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (9) 別に配置を求める技術者
- 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が入札日から過去2年以内に完成した工事又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。
- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理及び安全管理に関し、指名停止又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

(10) 低入札価格調査制度調査対象工事については、次のとおり取り扱うものとする。

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、次の業務を行うこと。

① 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

1) 請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を監督員に提出する。

2) 1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等をもって応じること。

② 施工計画書の内容のヒアリング

(11)に規定する標準仕様書に基づく施工計画書を提出する際に、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等をもって応じること。

(11) 標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した次のものをいい、今回の工事に適用する。なお、標準仕様書は国土交通省のホームページよりダウンロードすることができる。

公共建築工事標準仕様書

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

公共建築改修工事標準仕様書

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

(12) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 厚生労働省が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(13) 官公署その他への届出手続等

① 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他への関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

② 必要な届出手続とは、関係法令等により施工者が行うと定められている手続を指すほか、以下の手続の代行を含む。（○印の付いたものについて適用することとし、条例

等に基づく関連手続を含む。)

- 建築工事届
 - 建築物除却届
 - 建設リサイクル法対象建設工事通知
 - ・ 特定工程又は工事完了届
 - 中間検査又は完了検査申請
 - 仮使用許可申請
 - 建築主、工事監理者等の変更届
 - 建築基準法第12条第5項に基づく報告
- ③ 届出手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。
- ④ 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。
- ⑤ 届出手続等に当たり必要な労務及び諸経費については受注者が負担する。手続に係る手数料については発注者が負担する。

9. 現場及び技術に係わる事項について

[全般]

- (1) 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じること。ガイドラインは、次のURLからダウンロードすることができる。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html

[工事現場管理]

- (2) 工事实績情報の登録について

請負金額が500万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事实績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録するものとする。

なお、登録内容を訂正する必要がある場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。

- (3) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等について

① 建設業法に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した文章を監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、提出する。（建設業法第24条の7）

1) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

2) 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び元請負人の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真

3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

② 建設業法に基づく施工体系図等を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法13条第3項）

③ 建設業許可を受けた建設業者（下請負者を含む）は建設業法に基づく標識を、工事

関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第40条、同規則第25条）

[工事現場管理]

- (4) 工事に先立ち作業員名簿を提出する。
- (5) 作業員には監督職員が認めた腕章等を着用させる。
- (6) 工程計画及び工事の実施は、事前に監督職員及び施設と打ち合わせを行う。
- (7) 請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
- (8) 監督職員又は検査職員から指摘を受けた事については、監督職員の指示により事例報告書を作成して提出すること。

[施工]

- (9) 廊下、ホールなど人通りの多い場所での作業は、事前に監督職員及び施設と協議し、縄張り、通行止め等の措置を行い、危険防止を図る。
- (10) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保については、監督職員と事前に協議し十分な対策を講ずる。
- (11) 騒音、振動、塵埃等が予想される工事等、施設運営に支障のある作業は、事前に監督職員と協議する。
- (12) はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。

なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち合わせる。

- (13) コンクリート躯体に埋設される配管については、別添1（コンクリート躯体に埋設される配管の取扱い）を参考に施工を行うこと。
- (14) 塗装工事について

塗装業者が当該工事の施工に当たり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障ないと判断すれば当該指導に協力して差し支えない。

- (15) 特記仕様書に室内空気環境測定について記載がある場合、本工事の引渡前に、必要に応じて室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、測定結果を監督職員に報告すること。測定はパンプ型採取機器により行う。
- (16) 製材等（製材、集成材、合板又は単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質セメント板）については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の製材等、フローリング又は再生木質ボードの判断の基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠した証明書（ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契

約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が、4月1日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよいこととされている。)を監督職員に提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。また、資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮する。

基本方針及びガイドラインは、次のURLからダウンロードすることができる。

基本方針 <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h21bp.pdf>

ガイドライン <http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidorain.pdf>

[環境対策関係]

(17) 低騒音型・低振動型建設機械の使用について

本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正 平成20年3月28日 国土交通省告示第361号)に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。

低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

(18) 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において次に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日国総施第225号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

種 類	備 考
・バックホウ	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上、260kW以下)を搭載したものに限る。
・トラクタショベル(車輪式)	
・ブルドーザ	
・発動発電機(可搬式、溶接兼用機を含む)	
・空気圧縮機(可搬式)	
・油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)	
・ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)	
・ホイールクレーン	

(19) ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について

① 請負者は、本工事現場で使用し、又は使用される関係車両(以下「本工事関係車両」)

という。)が、各都道府県のディーゼル車排出ガス規制条例(以下「排出ガス規制条例」という。)の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。

② 請負者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

③ 請負者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。

④ 請負者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

⑤ 請負者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。

(20) 施工場所の自治体条例によっては、アイドリングストップが義務付けられていることから、条例に従いアイドリングストップを遵守すること。

(21) 杭打ち、山留め工事に発生する汚泥については、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン(H18年6月12日)」により発生資材の減量化に努める。

[仮設工事関係]

(22) 材料、撤去材及び建設機械の搬出入、作業員の出入口、作業場所及び材料置場は、監督職員より指定された場所を使用する。

(23) 材料、撤去材等の運搬方法は、監督職員及び施設と打ち合わせ、指定されたエレベーターを使用することができる。

(24) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、請負者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

(25) 「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場の適切な場所に掲示すること。

(26) 構内既存施設の利用(※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。)

工事用水 ・ 利用できない ※利用できる(※有償 ・ 無償)

工事用電力 ・ 利用できない ※利用できる(※有償 ・ 無償)

(27) 指定仮設

・ 仮囲い 仕様 ・ 図面による ・

・ 仮設間仕切 仕様 ・ 図面による ・

・ 仕様 ・ 図面による ・

[建設副産物関係]

(28) 本工事の施工にあたっては、「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。マニュアルは、次のURLからダウンロードすることができる。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/recycle/arch_manual.pdf

(29) 1. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

① セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、

六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督職員に報告する。

なお、セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。

- ② 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。要領は、次のURLからダウンロードすることができる。

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kurom/pdf/siken.pdf>

2. 再生コンクリート砂の使用について

- ③ 根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、監督職員と協議し、再生コンクリート砂（「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」の再生砂による。以下同じ。）の使用を検討する。

なお、再生コンクリート砂を使用するに当たっては、「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について（平成19年10月11日付け国官技第181号、国官総第458号、国営計第65号、国総事第45号）」により実施する。

- ④ 「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について」における「透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所」とは、浸透枿や未舗装部分の埋設配管まわり等が考えられるので、それらの部位に用いる場合、六価クロム溶出試験を行うなどして、安全性を確認する。

(30) PCB含有シーリング材の処理

特記仕様書にPCB含有シーリング材の処理が記載された場合又はPCB含有シーリング材が工事中に確認された場合、適切に処理すること。

10. 工事内容

(1) 施工場所 国立療養所宮古南静園

(2) 担当者について

① 工事については、国立療養所宮古南静園担当者に事前に説明、打合せを行うこと。

② 施工中の施工図及び機器承諾図は会計課施設整備室で承諾を受けること。なお、会計法上の監督及び検査は大臣官房会計課施設整備室が行う。

(3) 下記のとおり、自家発電設備を備え、空調、給湯、照明、保管庫、避難室等を有する災害時緊急避難施設及び外構を建設する。レイアウトについては別図を参照とする。

① 用途

集会場

② 目的

津波、地震、台風等の自然災害及び火災等で緊急避難の必要性が発生した場合に避難できる施設を整備して、入園者及び職員の安全を確保することを目的とする。

③ コンセプト

緊急時のみ使用する建物であり、災害内容を特定できないので、できるだけ、フリースペースとして、あらゆる事態に対応可能な間取りとする。

④ 重篤患者への対応

自施設全体が被害を被った場合は、近隣医療機関への転院を想定する。津波等の場合は、入所者及び職員の人命尊重の観点から一時的緊急避難であり、転院までの期間の収容施設である。

⑤ 医療機器の備蓄の考え方

今回は、宮古島及び沖縄本島全域を含む広域災害を想定していない。宮古島及び沖縄本島からの救助及び医療施設への転院を想定するが、1週間の医薬品と医療機器を常備することは、維持管理が困難なために、最小限の備蓄量で対応する。

⑥ 設備の考え方

災害等で停電が発生して、当該施設も停電の場合は、専用の非常用発電機から送電する。又、災害時の屋外活動を支援するためにポータブル発電機を常時、当該施設に設置するものとする。

⑦ 給水の考え方

給水は、隣接の受水槽より給水し、トイレ、洗面の使用を基本とする。
飲用に関しては、備蓄のペットボトルにて給水することを基本とする。

給水配管は、常時、給水を循環させる工夫を施し、非常時の使用に支障が無いようにすること。

⑧ 基本計画

- 1) 収容人員 入園者 43名
職員数 149名※収容人数には含めず

- 2) 駐車場 駐車場面積：約4500㎡（参考）
駐車可能台数 普通車50台 給食運搬車1台
搬送車 大型バス1台 マイクロバス1台 ワゴン2台 作業車5台

- 3) 備蓄量 避難の期間は7日間を想定

4) 建物概要

構造：鉄筋コンクリート造平屋建

床面積：410.8㎡

諸室名：避難室、備蓄室、診療室、トイレ

診療機能：診察機能と応急処置

ベッド数：折りたたみ式簡易ベッド10台設置

設備概要

・電気設備

商用電源＋非常用発電機新設25KVAより送電
ポータブル発電機を3台常備する。

（屋外活動支援用、ガソリン20L＊3個 備蓄）

・給水設備

隣接する既設受水槽より給水する。
飲用はペットボトルを基本とする。

・給湯設備

LPガス給湯器を設置する。

- ・空調設備

電気式冷暖房設備を設置する。

- ・医療ガス

酸素：携帯用ボンベにて対応する。但し、備蓄はしない。

吸引：ポータブル吸引器にて対応する。但し、備蓄はしない。

- ・トイレ

多目的トイレを男女2カ所ずつ設置する。

備蓄能力

備蓄量は、7日分を基準とする。

備蓄品目は、飲用ペットボトル、備蓄食糧品、医療機器、携帯トイレ、

ポータブル発電機3台、燃料、折りたたみ式簡易ベッド10台

ベッド以外は備蓄庫に保管（可動ラック）

※ 屋外機能（参考）

- ・駐車を併設して、公用車、緊急車両、災害支援物資搬送車、職員通勤車両等の災害時の対応を円滑に行う。

- ・仮設テント敷設可能スペースを併設して、避難施設を支援する物資等の仮設テントの敷設を可能とする。

以上、治療室、処置室、避難室、保管庫、男女トイレ、多目的トイレ、給湯設備、自家発電設備、照明設備（LED）を備える災害時緊急避難施設建築工事 一式